

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 7 原料用アルコール製造免許場（者）数の推移（特産酒類（原料用アルコール））

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4
製造場数	0	1	1	1	1	1
製造者数	0	1	1	1	1	1
認定計画数	1	1	1	1	1	1

(注)1 製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。))により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場（者）を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。))である。

付表 8 清酒製造体験特区件数の推移

年 度	令和元	2	3	4
承認件数	0	1	2	4
認定計画数	2	4	5	5

(注)1 承認件数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。))による承認件数を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場所について、清酒の既存製造場と一の清酒の製造場とみなすこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。))である。

参考: 構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いずれも6kℓ)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びびりキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びびりキュールは6kℓ)を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。